

蟹江町新型インフルエンザ等対策行動計画 概要版（令和8年7月改定）

平成 24 年5月に施行された「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき平成 27 年3月に策定した町行動計画を、新型コロナウイルス感染症への対応経験や国・愛知県の行動計画の改定を踏まえ、全面的に見直しました。

1 主な改定点

- 新型インフルエンザ以外も含めた幅広い感染症危機に対応
- 対策項目の見直し
- 変化する状況への柔軟かつ機動的な対策（ワクチン接種体制を含む）
- 平時からの体制整備を重視
- D Xの活用による効率的・効果的な対応

2 計画の目的

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
- ② 町民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

新型インフルエンザ以外も含めた幅広い感染症危機に対応



新型インフルエンザに限らず、様々な感染症に対応できる体制を整えます。

対策項目の見直し



情報提供・共有、リスクコミュニケーションを強化します。

状況に応じた柔軟な対応



感染症の特性・まん延状況に応じて、対策を柔軟に切り替えます。

平時からの備え



訓練・人材育成・備蓄など、発生前から計画的に準備を進めます。

DXの活用



ワクチン接種記録や情報共有等にデジタル技術を活用し、迅速・効率的に対応します。

3 行動計画の主要7項目

①	実施体制	対策本部の設置・運営、全庁的な体制整備、関係機関との連携など
②	情報提供・共有、リスクコミュニケーション	正確・迅速な情報提供、相談体制の確保、偏見・差別防止など
③	まん延防止	感染対策の徹底、施設対応、外出自粛要請、学校・保育所等の対応など
④	ワクチン	接種体制の整備、ワクチン接種の実施、情報提供・記録管理など
⑤	保健	情報発信、相談窓口の設置、健康観察等県事業への協力、人材育成など
⑥	物資	防護具・感染症対策物資の備蓄・供給、医療機関への配布など
⑦	住民の生活及び地域経済の安定の確保	要配慮者への生活支援、教育の継続、経済対策、埋火葬など

4 蟹江町新型インフルエンザ等対策本部の体制

設置段階	初動期、対応期
構成	本部長：町長 副本部長：副町長、教育長、民生部長 本部員：消防長、政策推進室長、総務部長、産業建設部長 上下水道部長、教育部長 その他必要な構成員を町職員のうちから町長が任命する
所掌事務	新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われた場合には、町対策本部を設置し、必要事項の決定と指示、命令を実施する。 (1) 緊急事態措置に関すること (2) 新型インフルエンザ等発生時における社会機能の維持に関すること (3) 情報収集と町民に対する的確な情報提供に関すること (4) 感染防止対策の推進に関すること（町の公共施設の利用制限、町の行事の中止・延期等の決定等を含む） (5) 新型インフルエンザ等対策の予算措置の決定 (6) その他必要事項の検討
庶務	健康推進課

5 感染症の時期ごとの対策の概要

	準備期	初動期 A	対応期			
			B	C-1	C-2	D
主な状況	発生前の段階	国内発生を含め新たな感染症が発生した段階	県内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期	県内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期
主な取組	・行動計画の作成・訓練 ・物資の備蓄・点検 ・医療機関等との連携 ・町民への普及啓発 ・DX 推進 ・人材育成	・対策本部の設置準備 ・人員体制の確保 ・情報収集、町民への情報発信開始 ・相談窓口の設置 ・接種体制の構築	・対策本部設置による全庁的な対応 ・迅速かつ一体的な情報提供・共有 ・病原体の性状等を踏まえた対策の説明 ・外出自粛等感染対策の要請、施設の使用制限、休校などの対応 ・ワクチン接種に関する情報提供 ・ワクチンや資材の供給及び接種の実施 ・要配慮者への支援 ・町民生活への影響を緩和する支援、教育の継続			・対策本部を廃止 ・平時の対策への移行 ・対策の見直し ・物資の補充 ・相談窓口・広報体制の縮小
情報提供・連携	国・県・関係機関との連携を密にし、正確な情報を迅速に収集・共有します。 町民へは、様々な手段を用いて、継続的に情報を提供し、相互理解を図ります。その際、偏見・差別や誤情報への対応に配慮します。					

6 主な対策の内容と主たる担当部署

対策の内容	部署名
(1) 実施体制 ・ 行動計画の策定・見直し・訓練に関する事 ・ 国、県及び他の市町村との連携に関する事 ・ 町対策本部の設置及び運営に関する事 ・ 対策に必要な人員体制及び町職員の勤務体制に関する事 ・ 職員の派遣・応援に関する事 ・ 関係機関との連絡調整に関する事 ・ 対策に必要な予算の確保及び財政上の措置に関する事	民生部・関係各部 民生部・関係各部 民生部・町対策本部 各部共通 町対策本部 各部共通 総務部・関係各部
(2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション ・ 国及び県からの情報収集に関する事 ・ 庁内・関係機関との情報提供・共有に関する事 ・ 町民への情報提供体制に関する事（双方向のコミュニケーション、エビデンス及びリスク評価に基づく説明） ・ 情報弱者に対する情報提供体制に関する事 ・ 偏見・差別や偽・誤情報に関する啓発 ・ 町内医療機関・学校・保育所・職場・高齢者施設等における情報提供・共有に関する事 ・ 発生時における記者発表に関する事	民生部 民生部・関係各部 民生部・政策推進室・関係各部 政策推進室・民生部 民生部 民生部・教育部・関係各部 政策推進室
(3) まん延防止 ・ 感染症対策普及と感染症発生時の対策強化に向けた理解促進に関する事（個人・地域・事業所・学校・保育所等） ・ 町施設等における感染対策及び使用制限の要請に関する事 ・ 外出自粛要請、基本的な感染対策に係る要請に関する事 ・ 県から事業者への要請（休業要請等）の周知に関する事 ・ 学級閉鎖・休校・保育所等の休園（休館）に関する事	民生部・政策推進室・教育部・各部共通 各部共通 民生部・政策推進室 政策推進室・民生部 教育部・民生部
(4) ワクチン ・ 町職員の特定接種に関する事 ・ 特定接種、住民接種の体制整備、必要な資材の確保、ワクチンの供給体制に関する事 ・ 接種に関する情報提供・相談に関する事 ・ 接種記録の管理、DXに関する事 ・ 健康被害救済に関する事	総務部・民生部 民生部・総務部 民生部・政策推進室 民生部・政策推進室 民生部
(5) 保健 ・ 感染症対応の人材育成に関する事 ・ 町民への情報発信、相談窓口に関する事 ・ 健康観察、生活支援及び県の事業への協力に関する事	民生部 民生部・政策推進室 民生部
(6) 物資 ・ 感染症対策物資等の備蓄及び供給に関する事 ・ 救急隊員等の個人防護具の備蓄に関する事	民生部・総務部 消防本部
(7) 住民の生活及び地域経済の安定の確保 ・ 生活関連物資等の価格の安定に関する事 ・ 影響を緩和する支援及び対策に関する事 ・ 心身への影響に関する施策 ・ 生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）を必要とする要配慮者等（高齢者、障害者等）の把握と、支援に関する事 ・ 遺体の埋火葬・安置・搬送に関する事 ・ 火葬能力の把握及び県との連絡に関する事 ・ 水の安定供給に関する事 ・ 教育・学びの継続に関する事	政策推進室・関係各部 各部共通 民生部、教育部 民生部 産業建設部 産業建設部 上下水道部 教育部